

○石川県公安委員会苦情処理規程

令和 7 年 3 月 1 7 日
石川県公安委員会規程第 7 号

石川県公安委員会苦情処理規程を次のように定める。

石川県公安委員会苦情処理規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、警察法（昭和 29 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 79 条及び苦情の申出の手續に関する規則（平成 13 年国家公安委員会規則第 11 号。以下「規則」という。）に基づき、石川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対して申出のあった苦情の処理に関し、必要な事項を定める。

(苦情の定義)

第 2 条 この規程における「苦情」とは、石川県警察職員（以下「職員」という。）の職務執行に対する苦情のうち、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 職員が職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服
- (2) 職員の不適切な執務の態様に対する不平不満

(苦情申出書の受理)

第 3 条 所属長は、苦情申出書（規則第 2 条に定める苦情申出書をいう。以下同じ。）による苦情を受理したときは、速やかに公安委員会に送付するものとする。

(公安委員会の補正)

第 4 条 公安委員会は、前条の規定により送付を受けた苦情申出書に不備がある場合は、申出者（複数の場合は代表者）に対する電話、面接その他適当な方法により補正調査を行うものとする。

2 前項の規定による補正が困難と認める場合は、規則第 4 条の規定に基づき苦情申出書の記載事項について、文書により期限を付して補正を求めるものとする。

(苦情の処理)

第 5 条 公安委員会は、石川県警察本部長（以下「本部長」という。）に対し、受理した苦情内容を速やかに通知し、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置（以下「調査等」という。）について報告を求めるものとする。ただし、公安委員会の通知に先立ち処理が可能な定型的な苦情、その他所属

の対応などにより早期処理が可能な苦情については、あらかじめ本部長において調査等を行い、その結果の報告を行うものとする。

- 2 公安委員会は、前項の報告を受けた場合において、その事実関係の調査が不十分又はその他必要と認められるときは、必要な指示を行うものとする。
(苦情申出者に対する通知等)

第6条 公安委員会は、法第79条第3項の規程により通知する文書の内容を本部長の調査等に基づき決定し、郵送その他適当と認められる方法により通知するものとする。

- 2 申出者に通知すべき事項は、次の各号のうち、必要と認められるものとする。
 - (1) 申出のあった苦情に係る事実関係の有無
 - (2) 事実関係が確認できた場合における苦情対象の職務執行に関する問題点の有無
 - (3) 問題点のある職務執行については、講じた措置の概要

- 3 公安委員会は、申出のあった苦情が、法第79条第3項第1号に該当すると認めるときは、申出者に対し処理結果の通知は行わない旨を連絡するものとする。

- 4 公安委員会は、申出のあった苦情が国家公安委員会又は他の都道府県公安委員会に係るものであると認めるときは、申出者にその旨を教示し、必要に応じて当該公安委員会に苦情申出の概要を連絡するものとする。
(公安委員会宛ての文書によらない苦情の処理)

第7条 第3条及から前条まで(第4条第2項を除く。)の規定は、公安委員会宛ての苦情申出書以外の方法によるものについて準用する。

- 2 文書によらない苦情の処理結果については、文書その他適当と認められる方法により通知するものとする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、通知をしないことが出来る。

- (1) 法79条3項のいずれかに該当するとき。
- (2) 申出者が通知を求めていると認められるとき。
- (3) 申出者の住居・氏名などが明らかでないとき。

(本部長への委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、苦情処理に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。